

地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を果たしつつ、地域の住民生活に不可欠な通常業務を継続することが求められます。したがって、災害時に地方公共団体自らが被災し、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要です。

このため、内閣府（防災担当）において、人口が1万人に満たないような小規模な市町村であっても業務継続計画を容易に策定できるよう「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月）を策定したほか、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（平成22年4月）についても、東日本大震災等を踏まえ内容の拡充等を図り、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）として改定が行われました。さらに、熊本地震での課題を踏まえ、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）が策定されています。

消防庁では、これらを活用し、研修会を開催するなど、業務継続計画の策定を促進してきました。

地方公共団体における業務継続計画の策定状況は、平成28年4月1日時点では、都道府県では全団体で策定済みとなりましたが、市町村では策定済み団体は半数以下に留まっている状況にありました。

消防庁ではこのたび、その後の業務継続計画の策定状況を把握するため、平成29年6月1日時点の状況について調査を実施し、結果を取りまとめました。

2 調査結果

(1) 都道府県における策定状況：100%

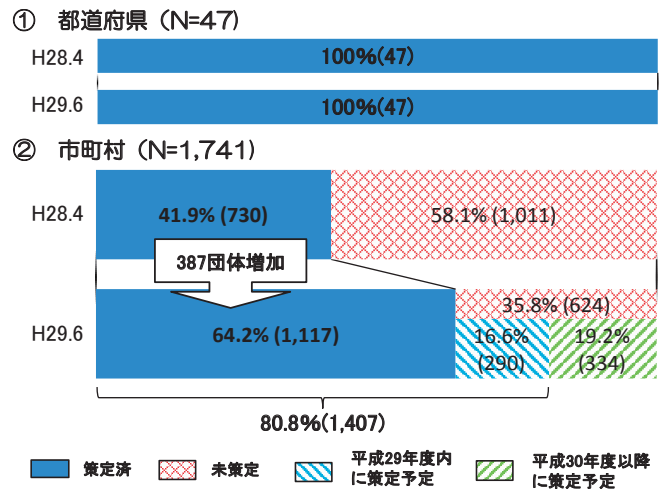
都道府県においては、平成28年4月1日時点で、全

ての団体（47都道府県）で策定が完了しました。

(2) 市町村における策定状況

市町村における平成29年6月1日現在の策定率は64.2%（1,117団体）と前回調査から22.3ポイント（387団体）増加しました。平成29年度末時点では1,407団体で策定が完了する予定となっており、策定率は8割に達する見込みです。

図1 業務継続計画策定状況の推移



なお、業務継続計画の策定済み団体においても、熊本地震で課題とされた受援に関する規定を備えている団体は4割程度であるなど、一層の内容充実の余地があることが把握されました。

調査結果を踏まえ、消防庁は、業務継続計画未策定の市町村に対しては、早期に業務継続計画を策定することを、業務継続計画を策定している団体に対しては、職員の教育や訓練等により業務継続計画の実効性を高めるとともに、受援に関する規定の整備と併せて内容の充実を図ることを周知しました。

※ 業務継続計画

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、災害対応等の業務を適切に行うことを目的とした計画。

<地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果（平成29年12月）リンク先>

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/12/291201_houdou_2.pdf

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525